

「令和8年度 教育の魅力発信ポータルサイト運営及びコンテンツ作成業務委託」
に関するプロポーザルに係る提案書評価基準

(1)評価方法

評価委員 1人あたり101点満点とし、下記評価項目について評価を行い、合計得点の高いものを特定する。

(2)評価点が同点の場合の措置

評価委員の採点の合計点数が同点の場合、次の順で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。

ア 「noteの運用及び記事作成」の合計点が上位の者

イ すべての項目において「E」の評価点が無い者（ただし、ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組の項目は除く）

ウ 「業務実施体制」の点数が上位の者

	評価項目	評価の着眼点	配点
業務実施体制	業務実施体制・危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 本市との十分な連絡調整ができる仕組みや体制等が提案され、円滑な業務の実施が期待できるか 当該委託業務を行う上で必要となる編集者、執筆者、カメラマン、デザイナーなど、十分な人員体制が確保できているか 炎上対策は効果的なものとなっているか 業務は組織的に運営できる体制が取られているか 	10
	専門性・実績	<ul style="list-style-type: none"> noteをはじめとしたソーシャルメディアアカウントにおいて、文章と写真を用いたコンテンツの作成及びアカウントの継続的な運用を行う業務の受託実績があるか。 商品・サービスの魅力や特徴を効果的に伝えたり、読者の共感を得たりするための記事を作成する業務の請負実績があるか。 	15
	ワーク・ライフ・バランスに関する取組等	<p>次の項目を満たしているか（1つ満たすごとに1点を加算）</p> <p>□次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）</p> <p>□女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）</p> <p>□次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得</p> <p>□青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得</p> <p>□障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の2.5%の達成 ※達成している（従業員40人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員40人未満）</p> <p>□健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証</p>	6
提案内容	役割と効果	<ul style="list-style-type: none"> 本市教育委員会事務局の現状を踏まえた上での本業務の役割を理解しているか 提案内容は役割を踏まえて、十分な効果が得られる内容となっているか 	15
	noteの運用及び記事作成	<ul style="list-style-type: none"> 提案のターゲット、目的、内容は当該委託業務に適したものか 現在のアカウントの雰囲気を引き継ぎ、世界観を表現できるページになっているか 提案されたデザインや写真は、教育の魅力を直感的に伝える訴求力の高いものとなっているか noteアカウントの運用計画は、本業務の目的を達成するに相応しい内容となっているか 記事作成にかかる取材方法や作成プロセスは、具体的かつ効率的なものとなっているか 	30
	分析と効果的な発信提案	<ul style="list-style-type: none"> 著名人を活用した企画提案及び記事作成は、具体的かつ効果的なものとなっているか 	15
合計			101